

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)の一部改正

○審査申請書の廃止 【別添P2～6】

府令第3条に定める別記様式第1号による書類(審査申請書)の廃止(自治体での受付業務廃止による形式的な改正)

「特定保健用食品の表示許可等について」(平成26年10月30日付け消食表第259号)の一部改正

①「再許可等」の範囲の見直し 【別添P7～12】

新開発食品調査部会長決定における「(5)再許可」と範囲を揃える。

②既存の規格基準型の柔軟化(複数の保健の用途表示を可能とする規格基準追加) 【別添P13～19】

現行、定められている3種類の難消化性デキストリン(食物繊維として)の規格基準の範囲内で2つ以上組み合わせ、新たな規格基準を設定する。

③外部検査機関における試験検査頻度の見直し 【別添P20】

品質管理等報告について、毎年、医薬基盤・健康・栄養研究所又は登録試験機関において実施した分析試験成績書の提出を求めているところ、これまでの実施状況(4年間)において特段の問題は出ていないため、その頻度を3年に1回とし、他2年は自社試験成績書等の提出を可能とする。

④R3年度調査事業の結果を踏まえた疾病リスク低減表示の基準改正 【別添P21～23、参考資料8・9】

⑤その他

ア. 「再許可等」申請の基礎となる既許可食品の範囲の明確化 【別添P24】

イ. 変更届書で変更可能な範囲の明確化 【別添P25】

ウ. リコール制度と新たな知見報告の二重報告を不要とする取扱いの明確化 【別添P26～27】

エ. 販売中の商品の表示について、確認方法の改善 【別添P28】

オ. 製造所所在地を示す地図、製造所内生産設備の配置図の添付を廃止 【別添P29】 他